

市町村合併を考える⑥

合併協議会で協議すること (その他必要な協議項目【主な内容】)

先月号に引き続き、合併協議会で協議する事項【例】を紹介します。9月号では、「基本的事項（5例）」、「合併特例法に規定されている事項（5例）」について紹介をしましたが、今月号では、「その他必要な協議項目」について紹介します。

■特別職の身分の取扱い

常勤特別職・市町村長、助役、収入役、教育長など
非常勤特別職・教育委員、選挙管理委員など

新設合併では、合併関係市町村の特別職は全員失職し、新市町村で新たに選挙（選任）されることとなります。

編入合併では、編入する市町村の特別職の職員の身分は変わりありませんが、編入される市町村の特別職は全員失職します。

こうした特別職の職員の処置について協議する必要があります。

■条例、規則の取扱い

新設合併の場合、合併関係市町村が消滅し、条例・規則はすべて失効するので、新市町村の条例・規則を定める必要があります。

編入合併では、編入される市町村の条例・規則は失効し、編入する市町村の条例・規則が適用されますが、改正（整備）を必要とするものもあります。

■使用料、手数料の取扱い

合併関係市町村の間で、同一内容の各種施設使用料や同一種類の証明手数料などについて、使用料や証明手数料が違う場合は、調整しておく必要があります。

■組織機構

新設合併の場合、組織機構は、条例・規則などに基づいて新たに設置する必要があります。

編入合併の場合、編入する市町村の組織機構が編入される市町村の事務に対応できるように、必要に応じて機構改革を行い円滑に事務引継ぎができるように措置する必要があります。

■支所(出張所)の位置、名称、所管区域

これまでの市町村の本庁としての事務所や出先機関としての支所等の扱いについて、その位置、名称、機構、業務内容などや特に入合併の場合、附属機関の取扱いについても合併関係市町村で協議する必要があります。

■公共的団体等の取扱い

公共的団体等（農協、漁協、商工会、青年団、婦人会等）合併後新市町村としての一体感を醸成（作り出す）するため、統合されるのが理想的であり、統合が円滑に進められるよう協議会において十分検討しておく必要があります。

■補助金、交付金等の取扱い

合併関係市町村間の同種の補助金等の扱いは統一し、異なった（独自の）補助金等については、新市町村全体の均衡を考えて調整などが必要となります。

■慣行の取扱い

市町村章、市町村民憲章、花木、各種宣言、祭り、成人式などの慣行については、新市町村のシンボルや基本姿勢となるものであり、地域の伝統文化との結びつきなども考慮し、取扱いについて協議する必要があります。

■町、字の取扱い

町や字の区域の設定や廃止、名称の変更などについて協議しておく必要があります。

地域の歴史や文化がしみ込んだ住民にとっても愛着が深い場合があり考慮しながら調整する必要があります。

■一部事務組合等の取扱い

合併が行われた場合は、脱退加入の手続きや規約変更などの手続きが必要となります。

■公社・第3セクターの取扱い

経営状況を含めて情報をすべて明らかにし、今後の組織などあり方について協議する必要があります。

■国民健康保険事業及び介護保険事業の取扱い

旧市町村間で保険給付の内容や保険料などが異なる場合、新市町村の住民の間で不均衡が生じない

ように、かつ急激な負担の変化がないように調整する必要があります。

■電算システム事業

合併施行日に稼働できるようにあらかじめ調整を行っている場合と、合併後当面は既存の電算システムを活用しつつ、できるだけ速やかに統合を図っていく場合とがあり、取扱いについて協議をする必要があります。（コンピューターの利さだけを考えがちですが、ソフト開発の重要性、システムの構築、修正には長時間の日時を要することなどに十分考慮する必要があります。）

■各種事務事業の取扱い

これまでの内容以外で、各種事務事業の中で合併に伴い住民に直接大きな影響を与えるものや多額の経費を要するものについて、将来の住民サービスを考慮しながら調整する必要があります。

新設合併の場合は、事務事業の一つ一つについて、どの制度や取

扱いを採用するか、または新たな制度や取扱いを創設するかなどの調整を検討する必要があります。

編入合併の場合には、編入先団体と編入団体の事務事業の制度や取扱いに相違がある場合について調整を行う必要があります。

（考えられる事業・参考）

- ・ 広報広聴関係・納税関係事業
- ・ 消防防災関係事業・交通関係
- ・ 窓口業務・人権対策事業
- ・ 保健衛生事業・障害者福祉事業
- ・ 高齢者福祉事業・児童福祉事業
- ・ 保育事業・健康づくり事業
- ・ その他福祉事業
- ・ ごみ収集運搬業務事業
- ・ 生活環境対策事業
- ・ 農林水産関係事業
- ・ 商工観光関係事業
- ・ 建設港湾関係事業
- ・ 上下水道事業・都市計画（公住）
- ・ 小中学校（幼稚園）の通学区域
- ・ 学校教育事業・文化振興事業
- ・ 社会教育事業・社会福祉協議会
- ・ その他事業

▼問合せ先

総務課 臨時調査室

☎ 2・1211（内線212）